

科目等履修生ガイド 2017



香川短期大学

1. 制度の目的

科目等履修生制度は、生涯学習の推進を図ることを目的として、社会人等に対して学修機会を拡大する観点から設けられた制度です。

本学の科目等履修を許可された者は、本学が開設する特定の授業科目を履修することができ、当該授業科目の試験に合格すれば所定の単位が与えられます。

2. 出願資格

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 本学において、前号と同等以上の学力があると認められた者

3. 履修相談

出願前に履修科目に関することや学年暦等を確認・相談するために、履修相談を必ず実施しています。出願前にどうしても来学できない場合でも、出願書類等の提出時には来学した上で履修相談が必要です。

4. 出願期間と選考

履修希望科目の開講学期	履修相談	出願期間	選考（書類審査）
（前期・通年・後期）科目	前年度 2月中旬～3月中旬	前年度 3月初旬～3月中旬	前年度 3月下旬
後期開講科目のみ	当年度 4月初旬～8月中旬	当年度 8月初旬～8月中旬	当年度 8月下旬

※詳細の日程については、教務課までお問い合わせください。

5. 出願に必要な書類等

- (1) 科目等履修願書（本学所定用紙 ※本学HPでダウンロードもできます。）

※1 保育士資格取得特例を希望される方は、「科目等履修願書（保育士取得特例）」の用紙をご使用ください。特例制度については、本ガイドラインP.2の10「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例について」をご確認ください。

※2 幼稚園教諭二種免許状取得特例を希望される方は、「科目等履修願書（幼免取得特例）」の用紙をご使用ください。特例制度については、本ガイドラインP.3の11「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例について」をご確認ください。

- (2) 最終学校の卒業証明書

- (3) 履歴書

- (4) 選考料 3,000 円

- (5) 成績証明書等 ※免許・資格取得を目的とする場合の履修相談時に必要となることがあります。

注意！：出願書類等の郵送での受取りは行っていません。必ず出願期間中に直接本学に持参してください。

6. 許可

選考の結果は、郵便にて通知します。合格者には科目等履修許可書、授業開始日の案内等関係書類を郵送します。

7. 履修手続

入学後、所定の期日までに、許可された科目の履修料の納付及び写真（縦4cm×横3cm、上半身脱帽正面向、3ヶ月以内に撮影、写真の裏面に氏名を記入）を提出してください。期日までに納付がなければ、許可を取り消す場合があります。

8. 履修料

半期科目	15,000 円
通年科目	30,000 円

※履修科目によっては、テキスト代、実験・実習費を別途徴収することがあります。

9. 留意事項

- (1) 手続完了者には科目等履修生証を発行します。科目等履修生証は定期試験の受験、各種証明書の受取、本学教職員の請求があった時などに必要ですので、常時携帯するようにしてください。
- (2) 科目等履修の期間は、履修を許可された科目の開講期間です。
- (3) 科目等履修生には、学則及び学生に関する諸規程を準用します。
- (4) やむを得ない理由（科目担当者の都合、警報発令等）により、授業が休講になることがあります。休講となった授業に対しては、授業回数を補うために補講が行われます。補講の日程は、正規課程の履修学生の空き時間や科目担当教員の都合等により決定されるため、科目等履修生の登校日以外の曜日や学年暦に基づく土曜日等に行われることがあります。
- (5) 休講、補講及び伝達事項は当該学科の掲示板で掲示により通知するので、十分に注意してください。
- (6) いったん納入された選考料、履修料、テキスト代、実験・実習費はいかなる理由があっても返還いたしません。

10. 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例について

- (1) 厚生労働省により、平成27年度から施行の子ども・子育て支援新制度における新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のために、平成31年度末(予定)までの間、特例制度が設けられました。

香川短期大学では、保育士養成施設として、特例制度における特例教科目4科目8単位（「福祉と養護」「相談支援」「保健と食と栄養」「乳児保育」）に対応する通常養成課程の教科目（9科目17単位）の受講を希望する方を科目等履修生として受け入れています。（注：本学では特例教科目は開講していません。）

- (2) 出願手続き等は、通常の科目等履修生と同様ですので、上記2～9の方法に従ってお申し込みください。
- (3) 制度対象者や履修科目など、特例制度について十分に理解した上で、履修相談及び申込みをしてください。

※特例制度については厚生労働省「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」
（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/>）

kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html) をご参照ください。

(4) 保育士試験免除科目、特例教科目及び本学の通常養成課程の教科目との対応は、次のとおりです。他の指定保育士養成施設で一部の科目を修得している場合は、それらと併せて試験免除科目とすることも可能です。

試験免除科目	特例教科目名	本学開講の教科目名 (単位数)
1 社会福祉	A 福祉と養護	① 社会福祉 (講義 2)
2 児童家庭福祉	A 福祉と養護	② 児童家庭福祉 (講義 2)
	B 相談支援	③ 家庭支援論 (講義 2)
3 子どもの保健	C 保健と食と栄養	④ 子どもの保健 I (講義 4)
4 子どもの食と栄養		⑤ 子どもの食と栄養 (演習 1)
		⑥ 食育の実践理解 (演習 1)
5 保育原理	D 乳児保育	⑦ 乳児保育 I (演習 2)
	B 相談支援	⑧ 保育相談支援 (演習 1)
6 社会的養護	A 福祉と養護	⑨ 社会的養護 (講義 2)

(注：次に該当する場合、試験免除科目とすること)

- 1 : A 又は①
- 2 : A・B、A・③、B・②又は②・③
- 3 : C 又は④
- 4 : C 又は⑤・⑥
- 5 : B・D、B・⑦、D・⑧又は⑦・⑧
- 6 : A 又は⑨

(5) 本学の科目を受講し、必要科目・単位を修得しただけでは、保育士資格を取得することはできません。各自で保育士試験の受験(免除)申請をしてください。

申請時には、

- ①「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」(本学発行)
- ②「実務証明書」(勤務施設発行)
- ③その他保育士試験事務センターが定める必要書類

を、提出する必要があります。保育士試験の詳細については一般社団法人全国保育士養成協議会のホームページをご参照ください。(URL : <http://www.hoyokyo.or.jp/>)

11. 幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例について

(1) 保育士資格取得特例と同様に、保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する目的で施行されました。(平成31年度末(予定)まで)

※詳細については文部科学省「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例」をご参照ください。

(URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm)

(2) 本特例における要件は、以下の表のとおりです。

教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目		単位数	本学で開設している授業科目	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	教職概論	
	教育の基礎理論に関する科目	2	教育原論	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成方法	2	教育課程総論
		保育内容の指導法	1	保育内容総論
			1	保育内容(生活と健康Ⅰ)
			1	保育内容(表現Ⅰ)(身体と音楽A)
			1	保育内容(表現Ⅰ)(身体と音楽B)
			1	保育内容(表現Ⅰ)(造形と言語)
			2	保育内容(環境と人間関係)
			1	保育内容(言葉と文化)
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	教育方法論		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	子ども理解とカウンセリング		
合計単位数		18		

※既に教職課程認定大学において修得単位がある場合は、必要科目を確認するために「学力に関する証明書」を提出していただきます。

(3) 出願手続き等は、通常の科目等履修生と同様ですので、上記2～9の方法に従ってお申し込みください。

(4) 単位取得後は、各自で香川県教育委員会へ申請することで、免許状が授与されます。必要書類等につきましては、香川県教育委員会のホームページをご参照ください。

(URL : <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimu/saiyo/certificate.html>)

12. 科目等履修生制度に関する窓口

香川短期大学 学務部教務課

TEL 0877-49-5500 (代)